実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

② 平成17年４月１日以降に、発注者から直接請負った者（以下「元請け」という。）として完成・引き渡しが完了した、下記㋐の要件を満たす工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。なお、当該施工実績が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事（いずれも港湾空港関係を除く。）のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。代表者が下記㋐の実績を有していること。構成員にあっては下記㋐、又は下記㋐(a)及び(c)の要件を満たす実績を有すること。

㋐ ＮＡＴＭ工法によるトンネル工事で、次の(a)から(c)の要件を満たす施工実績。

(a) 内空断面積（代表値の覆工後の内空面積）が80㎡以上の施工実績を有すること。

(b) 掘削及び覆工の両方の施工延長が1,100m以上の施工実績を有すること。

(c) 施工実績が適切なものであること。

ただし、(a)から(c)は同一トンネルでの施工実績であること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

③ 全ての構成員が主任技術者又は監理技術者を配置できることとし、次に掲げる基準を満たすものとする。専任の要否は関係法令による。

㋐ 土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。

㋑ 平成17年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記ｉ）の要件を満たす工事の施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての施工経験は出資比率が20％以上のものに限る。ただし、乙型共同企業体の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。なお、当該施工経験が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事（いずれも港湾空港関係を除く。）のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。代表者の技術者が上記㋐及び下記ｉ）の要件を満たしていること。各構成員の技術者は、上記㋐及び下記ｉ）、又は上記㋐並びに下記ｉ）(a)及び(c)の要件を満たしていること。

ｉ）ＮＡＴＭ工法によるトンネル工事で、次の(a)から(c)の要件を満たす施工経験。

(a) 内空断面積（代表値の覆工後の内空面積）が80㎡以上の施工経験を有すること。

(b) 掘削及び覆工の両方の施工延長が1,100m以上の施工経験を有すること。

(c) 施工経験が適切なものであること。

ただし、(a)から(c)は同一トンネルでの施工経験であること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

④ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者講習修了履歴）を有する者であること。

⑤ 主任技術者の資格については、関係法令及び共通仕様書等に加え、登録基幹技能者講習修了証を有する者も要件を満たすものとする。

(3) 出資比率要件　すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

(4) 代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

(5) 特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」の様式は上記６(1)へアクセスして入手するものとする。

８ 一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い　上記７(1)①の認定（同７(1)①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も同５及び同６により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、同７(1)①の認定を受けていない構成員が同７(1)①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、本工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

９ 資格審査結果の通知　「競争参加資格認定通知書」により通知する。

10 資格の有効期間　特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から本工事の完成する日までとする。ただし、本工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

11 その他

(1) 特定建設工事共同企業体の名称は、「国道７号　鼠ヶ関トンネル工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

(2) 本工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、本工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

令和２年８月４日

契約担当役

独立行政法人労働者健康安全機構

浜松労災病院長　鈴木　茂彦

◎調達機関番号　621　◎所在地番号　22

○第 66 号

１　調達内容

(1) 品目分類番号　71、27

(2) 導入計画物品及び数量　病院情報システム一式及び５年間のシステム保守業務委託

(3) 調達方法　借入

(4) 導入予定時期　令和３年度第４・四半期

(5) 調達に必要とされる基本的な要求要件

① 本システムは独立行政法人労働者健康安全機構浜松労災病院における診療業務及び経営管理業務を総合的に支援するためのもので、電子カルテシステム（オーダリング・看護支援）｛カルテ入力、カルテ書式設定編集、参照カルテ／データウェアハウス、患者プロフィル、処方オーダ、服薬指導オーダ、注射オーダ、処置オーダ、検体検査オーダ、細菌検査オーダ、病理検査オーダ、輸血オーダ、生理検査オーダ、内視鏡検査オーダ、放射線検査オーダ、移動オーダ、食事オーダ、栄養指導オーダ、診療予約オーダ、他科依頼オーダ、指導料オーダ、リハビリオーダ、透析依頼オーダ、手術申込オーダ、看護プロファイル、看護計画、看護記録、看護指示、経過表、管理日誌、ワークシート、看護必要度、クリニカルパス、レジメン機能等｝医事会計システム、債権管理システム、医事ＤＷＨ（労災病院統計含む）、部門システム｛調剤支援システム、医薬品情報管理システム、服薬指導システム、持参薬管理システム、薬品在庫管理システム、放射線情報システム（ＲＩＳ）、放射線情報システム（レポート）、放射線画像ネットワークシステム（ＰＡＣＳ）、内視鏡・超音波画像システム、循環器動画管理シス